

(案)

川崎市の相談支援従事者研修のあり方について

平成 年 月

川崎市地域自立支援協議会

はじめに

平成18年度に施行された障害者自立支援法において、市町村の地域生活支援事業に相談支援が位置づけられるとともに、サービス利用計画作成費の給付が制度化されました。

平成24年4月には、障害者自立支援法の一部改正により、相談支援の充実が図られ、原則として障害福祉サービス等を利用するすべての人にサービス等利用計画が必要となりました。そのサービス等利用計画の作成にあたっては、量的拡大に向けた体制整備に加え、その質を維持し向上していくことが大きな課題となっています。

このような状況の中で、神奈川県では、平成26年度に神奈川県障害者自立支援協議会による「神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン（Ver.1）」が作成されました。同人材育成ビジョンの策定においては、①相談支援専門員一人ひとりが、日々の実践の中で振り返る際の拠り所となる基盤（軸）となるものの提示、②相談支援専門員の養成研修（相談支援従事者初任者研修、現任研修）の目指すべき方向性の明確化、共有化、③市町村域で相談支援専門員の質的向上に向けた研修等を実施する際の方向性を示唆することが目的として掲げられました。

川崎市では、相談支援事業をめぐる国の動向を踏まえながら、上記の課題に対応すべく、平成26年度から27年度にかけて、川崎市地域自立支援協議会に研修部会を設置し、相談支援事業の質の担保とその向上について検討しました。

その過程においては、上記の「神奈川県相談支援人材育成ビジョン」を適宜参照しながら、研修部会の構成員によって、相談支援従事者は何を大切に、どのような方向を目指して相談に従事すべきなのか、という相談支援の根幹に関わる議論を行ってきました。また、当事者の声を聴くために、サービスを利用する当事者へのインタビューを実施しました。そしてその一連の成果を「川崎市の相談支援従事者研修のあり方について」として整理しました。

この「川崎市の相談支援従事者研修のあり方について」が、川崎市で相談支援に従事している方たちによって共有され、相談支援従事者の養成・確保と相談支援の質の向上に向けた取り組みがさらに進むことを期待します。

川崎市地域自立支援協議会研修部会

も く じ

はじめに

1 経過と現状.....	1
2 目的	3
3 対象者	3
4 私たちがめざす相談支援従事者像	4
5 私たちがめざす相談支援従事者像に向けた研修体制や取組みなど	5
参考資料	7
おわりに ～相談支援従事者像と研修体系を構築する2年間の作業を終えて～	22

1 経過と現状

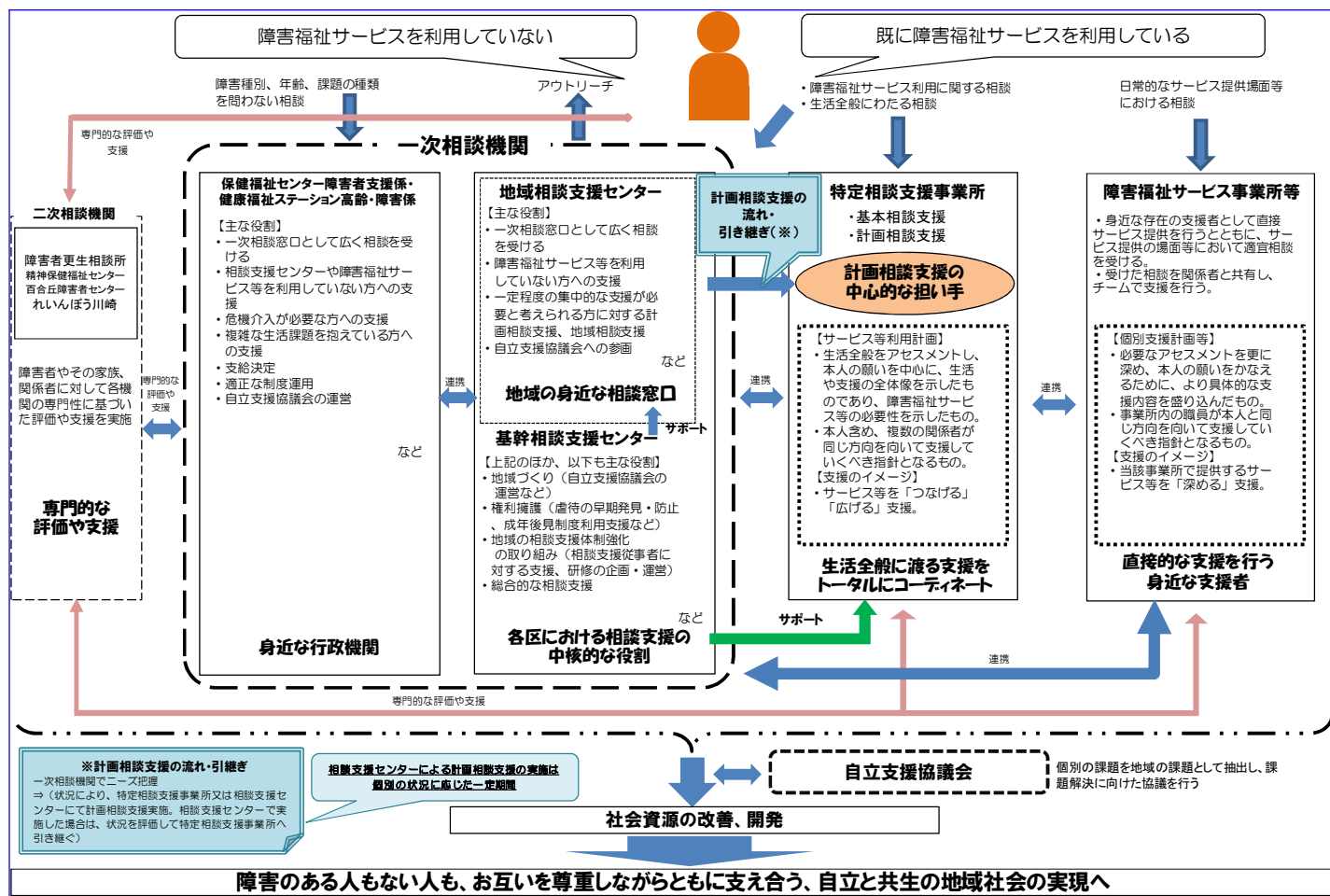
(1) 川崎市における相談支援事業の経過と現状

川崎市では、平成8年度に市町村生活支援事業所と地域療育等支援事業所を設置したことを皮切りに、平成13年度に知的障害者生活支援事業所、平成14年度に精神障害者地域生活支援センターを設置しました。平成15年度には、支援費制度の導入による「措置」から「契約」の時代となったことを受けて、これらの事業所の名称を「障害者生活支援センター」に統一しました。併せて、市内の全ての障害者施設やデイサービス施設等に相談支援事業の実施を求め、「障害のある方が身近な場所で身近な人に相談できる」仕組みを整えました。平成18年度には、障害者自立支援法施行に伴い、障害者生活支援センターを基幹型と地域型に再編を行いました。平成21年度には相談支援事業の実施方法見直しのためのプロジェクトチームを設置し、見直し案をとりまとめました。この見直し案を基に、平成25年度に相談支援体制の再編整備が実施され、現在に至っています。

＜川崎市における相談支援事業のこれまで＞

平成8年度	市町村生活支援事業所・地域療育等支援事業所を設置
平成13年度	知的障害者生活支援事業所を設置
平成14年度	精神障害者生活支援センターを設置
平成15年度	支援費制度導入を機に、市内すべての障害者施設・デイサービス事業所に障害者生活支援センターを併設
平成18年度	障害者自立支援法施行を機に、障害者生活支援センターを基幹型と地域型に再編
平成21年度	相談支援事業の実施方法見直しのためのプロジェクトチームを設置し、1年間かけて検討を重ねる。最終的に、障害者生活支援センターの再編をはじめとする相談支援事業の見直し案をまとめる
平成22年度	心身障害者手当制度の見直しに伴う「新たな在宅福祉施策」の一つとして、「相談支援システムの充実」を位置付ける 障害者自立支援法が改正され、平成24年4月から相談支援の充実が図られることとなる
平成24年度	平成25年度から「障害者相談支援センター」事業を受託する法人を公募
平成25年度	新たな相談支援体制がスタート

【現在の川崎市における障害者の相談支援体制】



（２）川崎市における相談支援従事者研修の経過と現状

川崎市では、神奈川県より委託を受けて、相談支援従事者初任者研修（以下「初任者研修」といいます。）、相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」といいます。）、相談支援従事者実務研修１・２・３（「神奈川県相談支援従事者養成・確保推進事業」を活用した市独自研修であり、以下「実務研修」といいます。）を実施してきました。

相談支援従事者実務研修については、平成 22 年度及び平成 23 年度に川崎市障害者地域自立支援協議会（現：川崎市地域自立支援協議会）の研修企画部会にて検討を行い、初任者研修、現任研修を含めて研修体系を構築し、平成 24 年度より一部実施、平成 25 年度より本格実施しました。

このように研修体系に基づいた研修を実施する一方、実施状況の振り返りを行ったところ、どのような人材を育成するのか、その人材を育成するためにはどのような方法でどのような内容の研修が必要であるのかといった、研修の基本的な方向性の明確化が必要な状況であることが課題として明らかになってきました。

これらの課題を踏まえ、各研修の企画・検討と同時にこのような人材育成の方向性についても議論をし、一定の方針をまとめていくため、平成 26 年度及び平成 27 年度にかけて川崎市地域自立支援協議会に「研修部会」を設置し、研修のあり方について議論を行いました。

2 目的

- ①川崎市の相談支援従事者がめざす基本目標としての「私たちがめざす相談支援従事者像」を明確にします。
- ②川崎市における「相談支援従事者の研修体系や取組みのあり方」を提示します。
- ③上記2点をもって、「相談支援従事者の養成・確保」、「相談支援の質の向上」に寄与します。

3 対象者

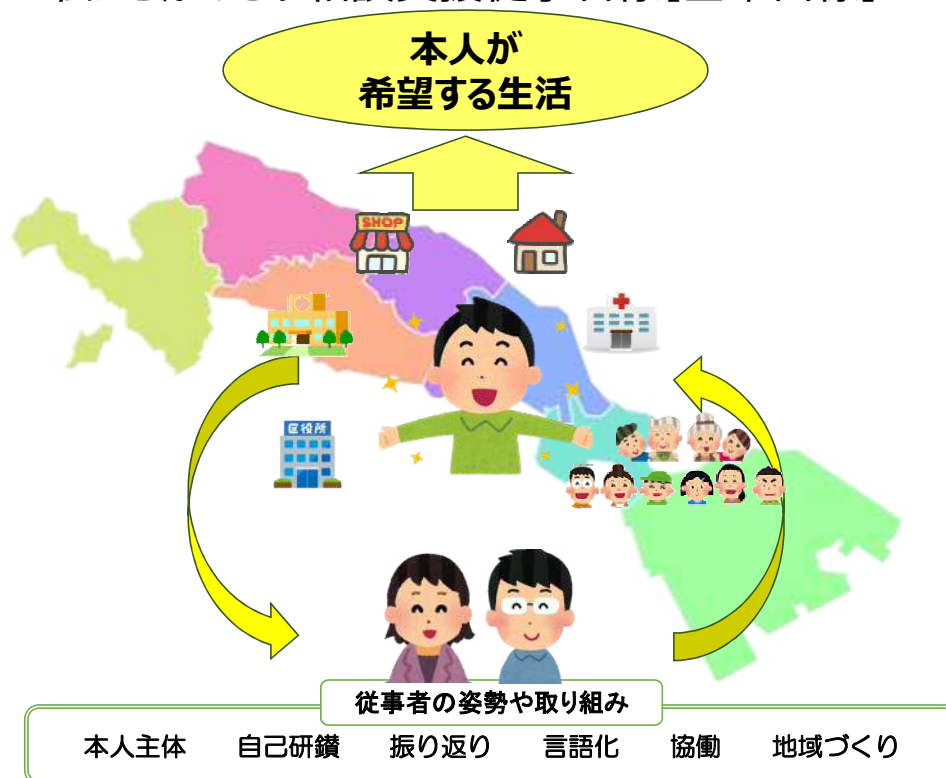
この「川崎市の相談支援従事者研修のあり方について」では、その対象を「相談支援専門員」に限定せず、相談支援に従事する人一般を「相談支援従事者」として定義します。研修部会では、支援者のみの議論に終始するのではなく、当事者の声を相談支援に反映させることが重要であるという共通認識のもとで、当事者を訪問し、個別インタビューを行いました。また、当事者の方にお集まりいただき、グループインタビューを実施しました。そこで、①相談支援に従事する人は支援を必要としている方にとって、相談しやすい身近な存在であること、②当事者である本人を中心に考えることが何よりも大切であること、を確認しました。

支援の現場では、相談支援専門員でなくても、様々な相談を受ける機会があります。たとえば、「相談支援専門員」でなく「サービス管理責任者」であっても、相談による支援を行う際の基本的な姿勢やまなざし（価値・知識・技術）は共通しています。したがって、相談支援に従事する人は、上に記した「当事者である本人を中心に考えることのできる、当事者にとって身近な存在」になるべく、相談支援の基本的な姿勢やまなざしを身につける必要があります。以上により、相談支援従事者を広く捉え、私たちの目指す「相談支援従事者像」を構築しました。

4 私たちがめざす相談支援従事者像

川崎市における相談支援従事者は、基本目標として下記に掲げる相談支援従事者像をめざしていくことが必要です。

私たちがめざす相談支援従事者像【基本目標】

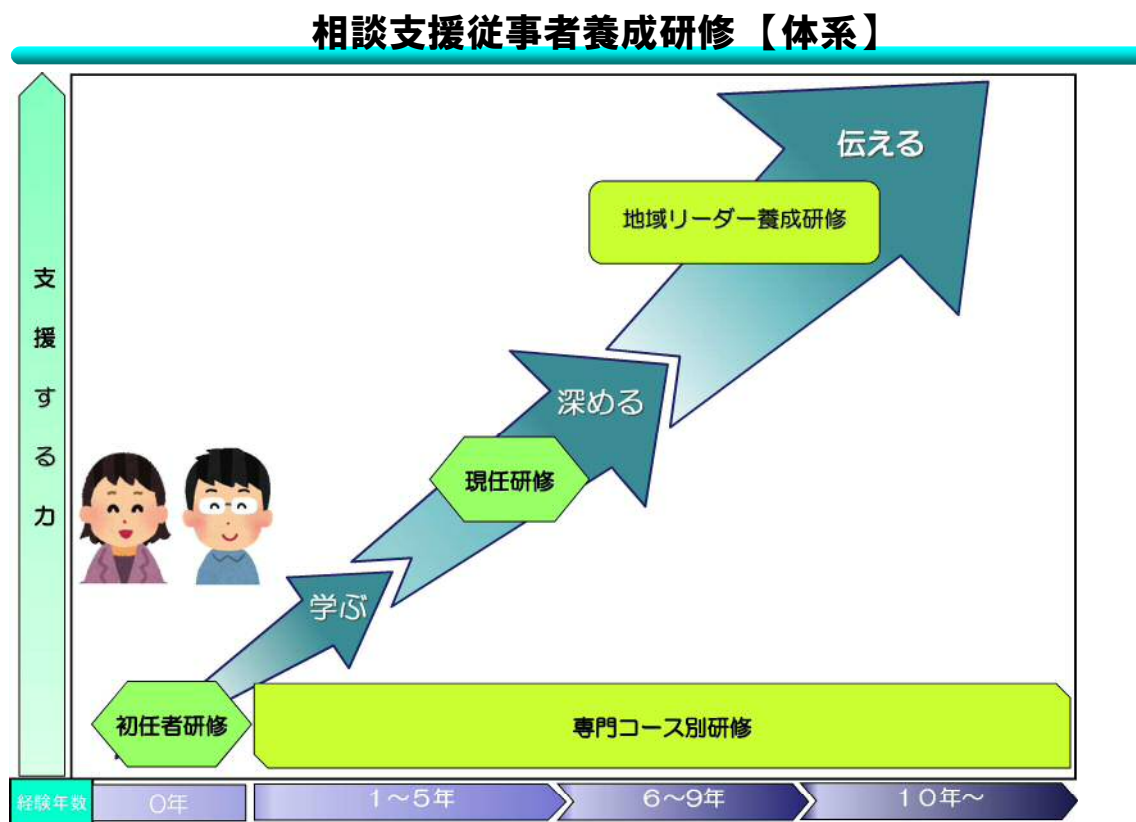


私たちは相談支援従事者としての役割を自覚し、本人の権利を守る支援を行います。

本人主体	• 本人の思いを受け止め、意思を尊重し、本人主体の生活の実現を支援します。
自己研鑽	• 相談支援従事者としての自分の役割を自覚し、実践に必要な知識や技術を習得し、それを体系立てて説明するための自己研さんを行います。
振り返り	• 「その支援を本人はどう思っているか」という視点を持って、日々の支援を絶えず振り返り、実践にいかします。
言語化	• 本人や家族、関係者への説明責任を果たすため、支援の内容を的確な言葉で表現します。
協働	• 支援ネットワークを築き、共に同じ目標に向かって支援を行います。
地域づくり	• 川崎を誰もが暮らしやすいまちにするために、地域をつくるという視点を持ち、社会に働きかけ、社会資源の改善や開発に取り組みます。

5 私たちがめざす相談支援従事者像に向けた研修体制や取組みなど

前述のような相談支援従事者をめざすため、川崎市では次のような研修体制や取組みが必要であると考えます。



相談支援従事者研修は、相談支援専門員となるための初任者研修、相談支援専門員資格を更新するために一定の年数ごとに受講が必要となる現任研修があります。

「私たちがめざす相談支援従事者像」に向けては、これらに加え、市内の各地域において人材育成を担うことのできる人材を養成することを目的とした「地域リーダー養成研修」を実施することが必要です。「地域リーダー養成研修」における主な内容は下記の通りです。

- ・ 地域を基盤としたソーシャルワーク
- ・ ストレングスモデルに基づくケアマネジメント
- ・ ファシリテーション
- ・ スーパービジョン

「地域リーダー養成研修」を修了された方は、ぜひご自身が所属される事業所や各地域において人材育成に向けた取り組みを行っていただければ幸いです。

なお、人材育成にあたっては、上記のような研修を実施しただけでは十分とは言えません。相談支援従事者一人一人が個人レベルにおいて自己研鑽を行うことに加え、各事業所において組織として人材育成に取り組むこと、各地域においても自立支援協議会や基幹相談支援センター等を活用し、人材育成に向けた取り組みを行っていくことが重要です。

参考資料

神奈川県 相談支援専門員 人材育成ビジョン(Ver.1)



神奈川県PRキャラクター
かながわキンタロウ

目 次

- 1 はじめに
- 2 相談支援専門員人材育成ビジョン策定の目的
- 3 神奈川県で求められる相談支援専門員像
- 4 相談支援専門員に必要な力

(参考資料)

(用語解説)

1 はじめに

- ◆ 神奈川県では、これまで県、横浜市、川崎市の3か所で、相談支援専門員の養成研修（相談支援従事者初任者研修、現任研修等）を実施し、相談支援を担う人材養成に取り組んできました。
- ◆ 平成24年4月の障害者自立支援法等の一部改正により、相談支援の充実が図られ、障害福祉サービス等を利用するすべての障害児者にサービス等利用計画（以下、計画）の作成が必要となりました。
- ◆ 計画作成については、量的拡大のみならず、質的な向上が喫緊の課題となっています。そのためには計画を作成する相談支援専門員の人数が確保され、作成される計画の質的な担保とともに相談支援専門員の業務の標準化が必要となっています。
- ◆ また、平成27年4月には「生活困窮者自立支援法」、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行される予定であり、今後相談支援専門員に求められる役割が増えることが想定されます。
- ◆ 神奈川県障害者自立支援協議会の研修企画部会では、相談支援従事者研修の実施方法に加え、相談支援の提供体制整備について検討を進めてきました。その過程において、相談支援専門員一人ひとりが日々の実践の中で拠り所となる基盤（軸）が必要であること、また、どの研修の修了者であっても質の高い相談支援を行える人材を養成していけるよう、相談支援専門員の養成に関する目指すべき方向性を明確化し、共有していく取組みが必要であるとの結論に至りました。
- ◆ これまでの現状及び研修企画部会の検討を踏まえ、ワーキンググループを設置し、相談支援専門員の人材育成指針となる「神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン」を策定しました。今後はこのビジョンが、相談支援専門員一人ひとりが振り返りを行う際の基盤（軸）となるとともに、地域（市町村）において相談支援専門員の資質向上の取組みがより一層進むことを切に願っています。

2 相談支援専門員人材育成ビジョン策定の目的

- ① 相談支援専門員一人ひとりが、日々の実践の中で振り返る際の拠り所となる基盤（軸）となるものを提示します。
- ② 相談支援専門員の養成研修（相談支援従事者初任者研修、現任研修等）の目指すべき方向性の明確化、共有化を図ります。
- ③ 市町村域で相談支援専門員の資質向上に向けた研修等を実施する際の方向性を示唆します。

3 神奈川県で求められる相談支援専門員像

- 相談支援専門員の役割及び責務は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第28号）」において示されていますが、その役割及び責務は、サービス等利用計画作成に関するものが中心であり、相談支援専門員としてどのような人材が求められるかは示されていません。
- 本ビジョンにおいては、神奈川県で求められる相談支援専門員像を次のとおり提示します。

※1 利用者の夢や希望、葛藤を含めて、一緒に考えていくか

※2 かわりの中で利用者との信頼関係を築き、地域で安心して

※3 生活が送れるよう、利用者を中心とした支援を行い、その

ためのネットワークや地域づくりの働きかけができる人材

- ※1 相談支援専門員の基本姿勢（スタンス）
- ※2 相談支援専門員の目的
- ※3 相談支援専門員がやるべきこと



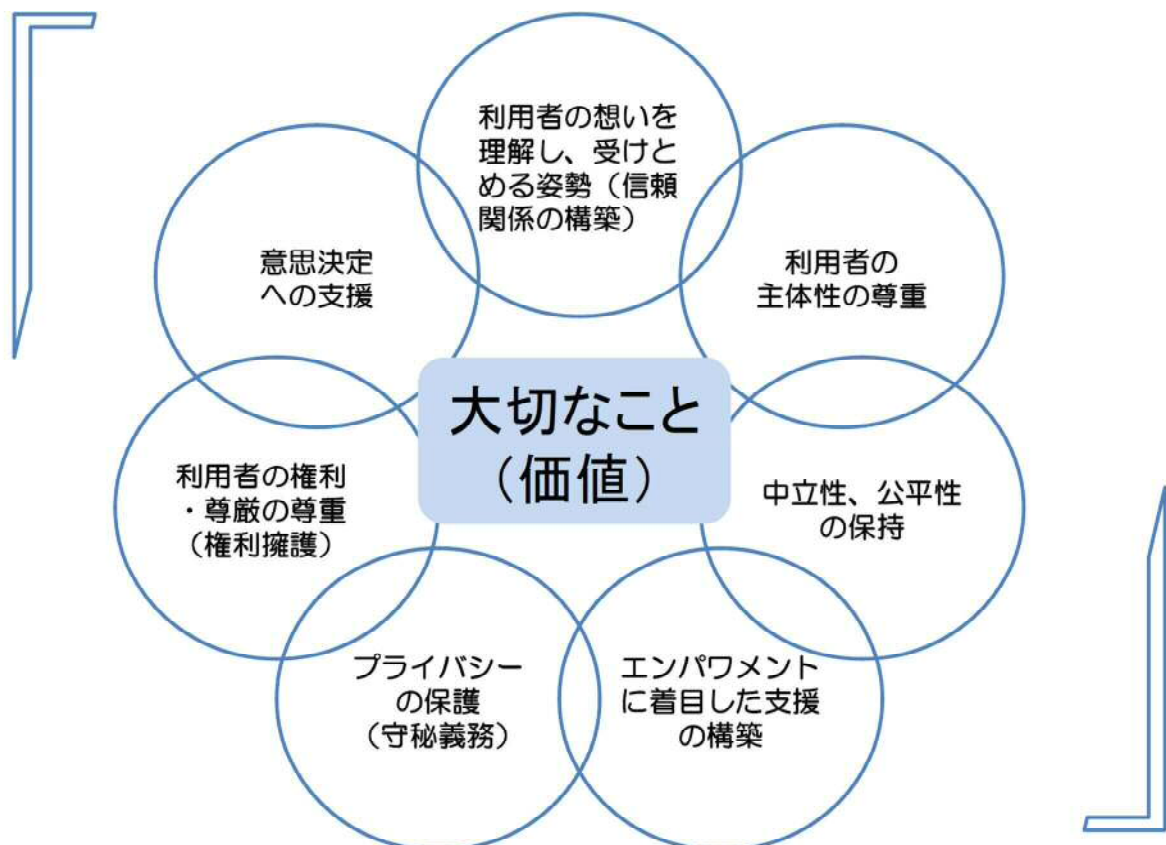
4 相談支援専門員に必要な力

大切なこと（価値）

相談支援専門員は、障害の有無にかかわらず全ての人の尊厳を認め、利用者の意思や主体性を尊重し、夢や希望の実現に向けて、利用者及び家族と信頼関係を築く力が求められます。

また、相談支援専門員は、利用者との関係において、人として平等であっても、福祉サービスを利用する立場にあることで期待と同時に不安を抱えていることを理解しなくてはなりません。その上で、利用者が人として尊厳を持ち、家庭や地域の中で、その人らしい自立した生活を送れるよう、エンパワメントに着目し、利用者を取り巻く人間関係、社会環境を調整していく必要があります。

- 利用者の想いを理解し、受けとめる姿勢（信頼関係の構築）
- 利用者の主体性の尊重
- 利用者の権利・尊厳の尊重（権利擁護）
- エンパワメントに着目した支援の構築
- 意思決定への支援
- プライバシーの保護（守秘義務）
- 中立性、公平性の保持

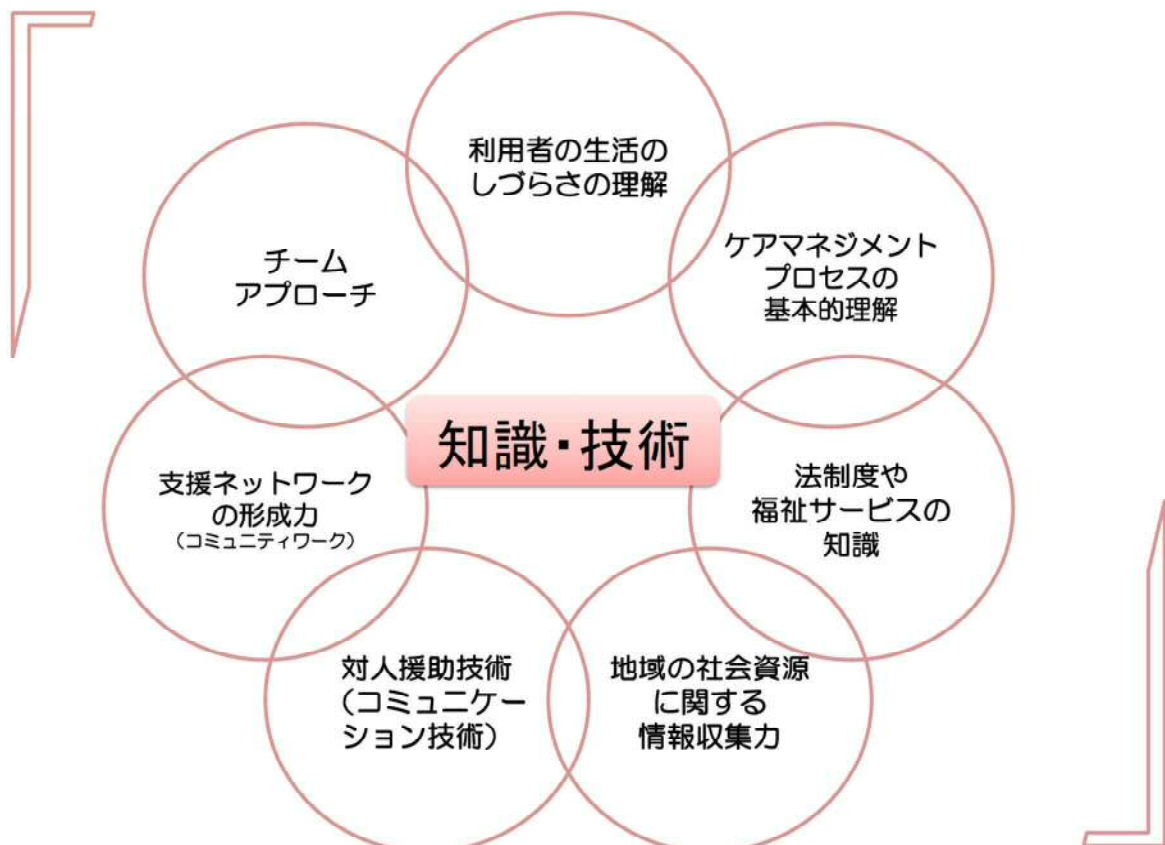


4 相談支援専門員に必要な力

知識・技術

相談支援専門員は、法制度や福祉サービスについての正しい理解と知識を持ち、様々な地域資源の情報を有していることが必要です。また、相談支援に関する専門知識の習得及び技術の向上に努め、保健・医療・福祉・教育等の関係者と個別のニーズや地域の実情に即して創意工夫しながら連携を図り、利用者が地域で安心して生活が送れるよう支援を行っていくことが求められます。

- 利用者の生活のしづらさの理解
- 法制度や福祉サービスの知識
- ケアマネジメントプロセスの基本的理解
- 対人援助技術（コミュニケーション技術）
- チームアプローチ（関係を作る力）
- 支援ネットワークの形成力（コミュニティワーク）
- 地域の社会資源に関する情報収集力



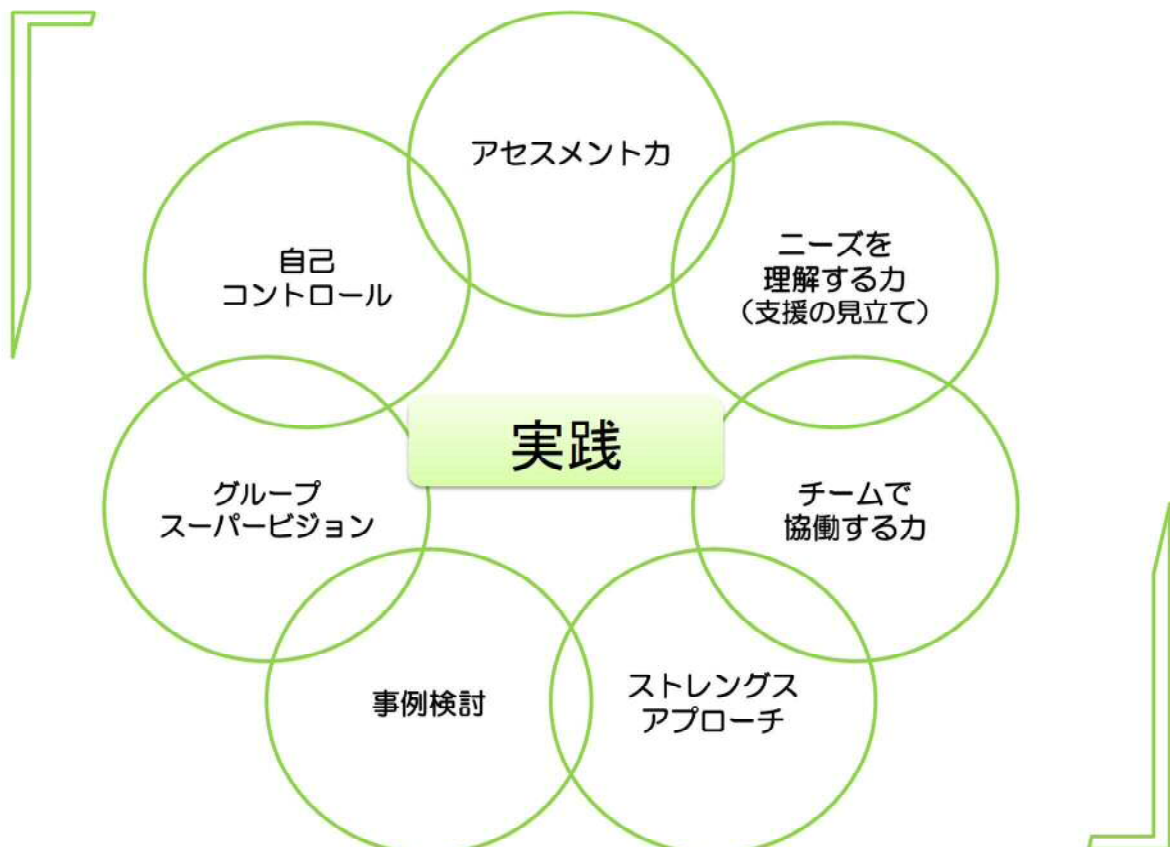
4 相談支援専門員に必要な力

実践

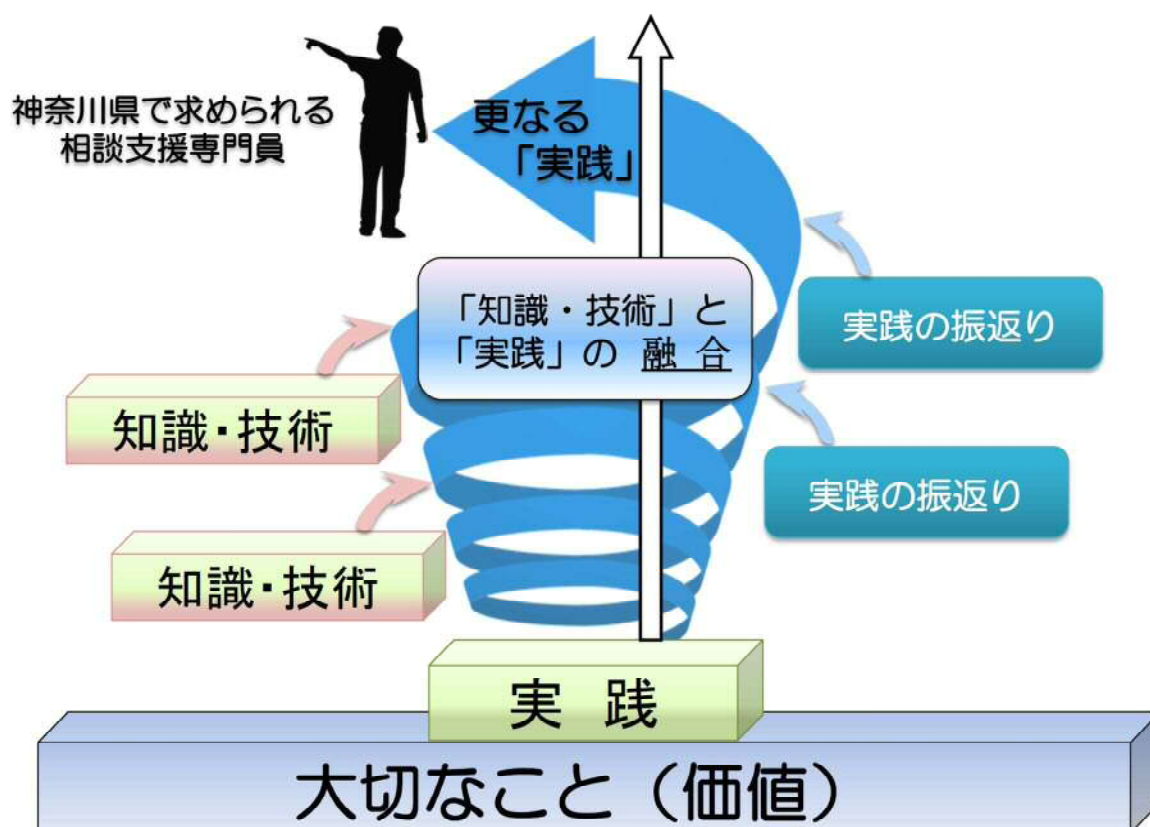
相談支援専門員は、相談支援従事者研修等で身につけた知識や技術を実践に活かしていくことが求められます。実践する力は、支援が効果的に行われたか（結果）、支援が適切に行われているか（方法・手段）、支援がいかなる理解に基づいて行われているか（理解）といった視点で自身の支援を振り返り、支援の妥当性を検討する作業を繰り返し行っていくことで身につけていきます。

また、実践場面では利用者と相談支援専門員の心は連動して揺れ動いています。互いに影響しあいながら支援が展開されるため、自己が出現しやすく、時には利用者の感情に巻き込まれてしまい、自分の内面の葛藤に苦しむこともあります。そのため、専門職として自分の心の揺れ具合を素直に見つめ、抱えておくことや、相談支援専門員が孤立し、一人で抱え込まないよう相談支援専門員間の連携体制の確保も欠かせません。

- アセスメント力
- ニーズを理解する力（支援の見立て）
- チームで協働する力
- ストレングスアプローチ
- グループスーパービジョン
- 事例検討
- 自己コントロール



相談支援専門員に必要な力の循環・成長イメージ図



参 考 資 料

※ 障害福祉に携わる従事者のほか、保健・医療・高齢者福祉等分野の専門職の方々に
対しても障害福祉の法制度等の共有化を図るために国資料等を掲載しております。

障害者ケアガイドライン(一部抜粋)

平成14年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害者ケアマネジメントとは

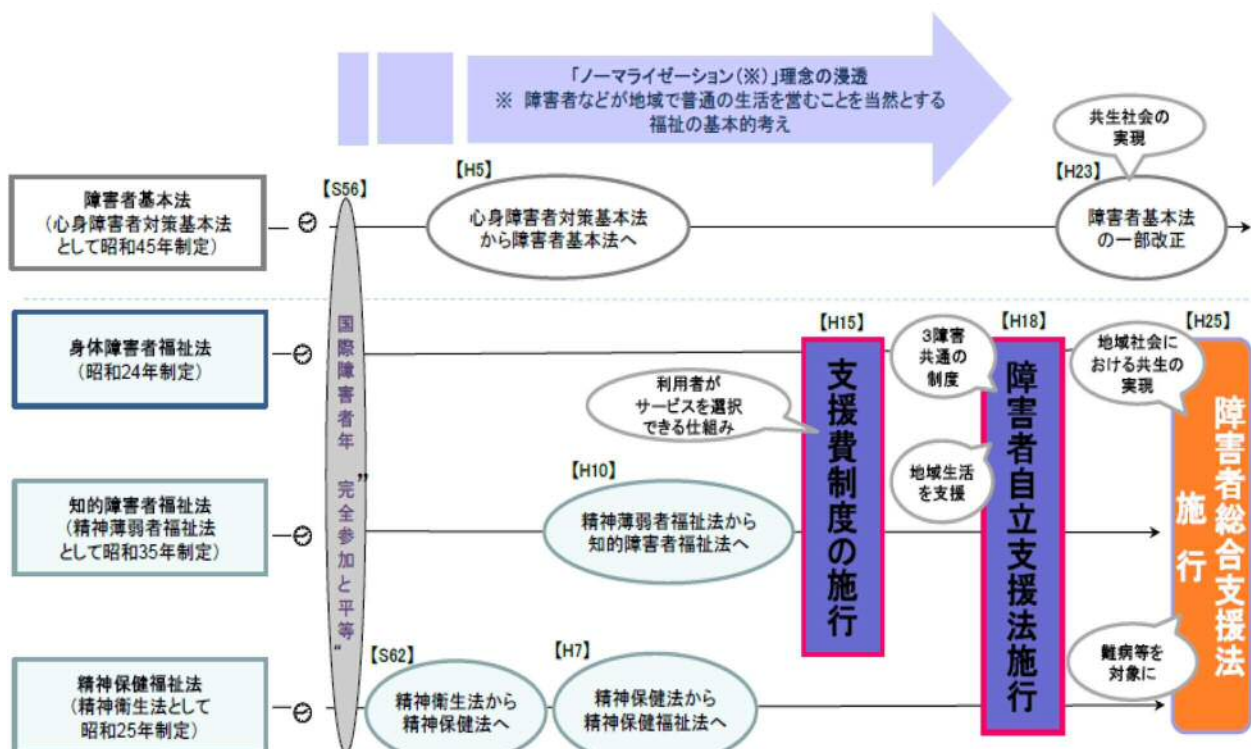
- ① 障害者の地域における生活支援をするために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえ、
- ② そのニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、
- ③ 複数のニーズを適切に結びつけ調整を図るとともに、
- ④ 総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、
- ⑤ さらに社会資源の改善及び開発を推進する援助方法です。

障害者ケアマネジメント従事者に求められる資質

- ① 信頼関係を形成する力
- ② 専門的面接技術
- ③ ニーズを探し出すアセスメント力
- ④ サービスの知識や体験的理解力
- ⑤ 社会資源の改善及び開発に取り組む姿勢
- ⑥ 支援ネットワークの形成力

障害者ケアガイドライン掲載URL <http://www.mhlw.go.jp/topics/2002/03/tp0331-1.html>

障害福祉施策の歴史



障害者の自立した生活を支えていくためには……

- 契約制度の下で障害福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくこと。
- 個々の障害者の支援を通じて明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくこと。



① 地域における相談体制

- 総合的な相談支援を行う拠点的な機関の設置(基幹相談支援センター)
研修事業の充実

② ケアマネジメントの在り方

- ・ 定期的にケアマネジメントを行い、本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続して課題の解決や適切なサービス利用を支援していく必要がある。
- ・ 専門的な者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することは、障害者にとって選択肢の拡大につながる。
- ・ 施設入所者についても日中活動を適切に組み合わせていくことが重要。

→ サービス利用計画作成費の対象を拡大することが必要（従来の計画作成が普及しなかった反省を踏まえて）

- 従来の市町村が支給決定した後に計画を作成するのではなく、支給決定に先立ち計画を作成することが適切なサービスの提供につながる。
- サービスの利用が、利用者のニーズや課題の解消に適合しているか確認するため、一定期間ごとにモニタリングを実施。
- 可能な限り中立的な者が、専門的な視点で一貫して行うことや、ノウハウの蓄積、専門的・専属的に対応できる人材の確保により質の向上を図る。

③ 自立支援協議会の活性化

- ・ 設置状況が低調
- 法律上の位置づけの明確化
- ・ 運営の取り組み状況について市町村ごとに差が大きい
- 好事例の周知、国・都道府県における設置・運営の支援

障害者自立支援法改正(H24. 4)について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

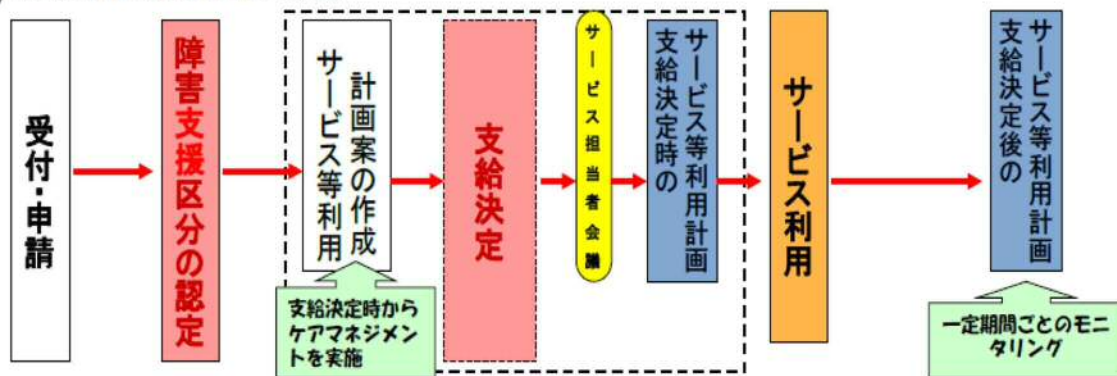
（平成22年12月3日成立、同12月10日公布）

① 趣旨	公布日施行
－ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記	
② 利用者負担の見直し	平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行
－ 利用者負担について、応能負担を原則に － 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減	
③ 障害者の範囲の見直し	公布日施行
－ 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化	
④ 相談支援の充実	平成24年4月1日施行
－ 相談支援体制の強化 [市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化] － 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大	
⑤ 障害児支援の強化	平成24年4月1日施行
－ 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実 (障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行) － 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 － 在園期間の延長措置の見直し [18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。]	
⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実	平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日）から施行
－ グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 － 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）	
(その他) (1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、 (3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、 (5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討	

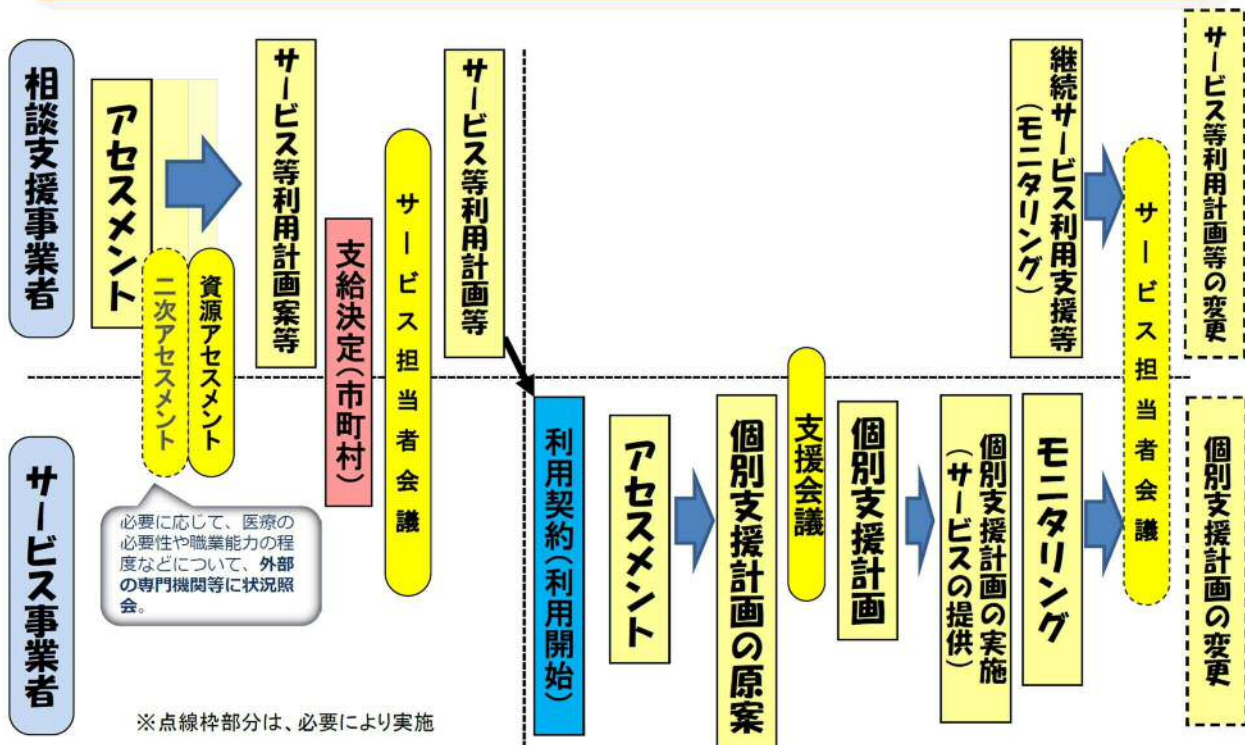
(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

支給決定プロセスの見直し等

- 法 市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。
- * 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
 - * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。
- 法 支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。
- 法 障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。
- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者総合支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)
 - * 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児利用支援計画の作成対象外。
- 法 とあるものは法律に規定されている事項。以下同じ。



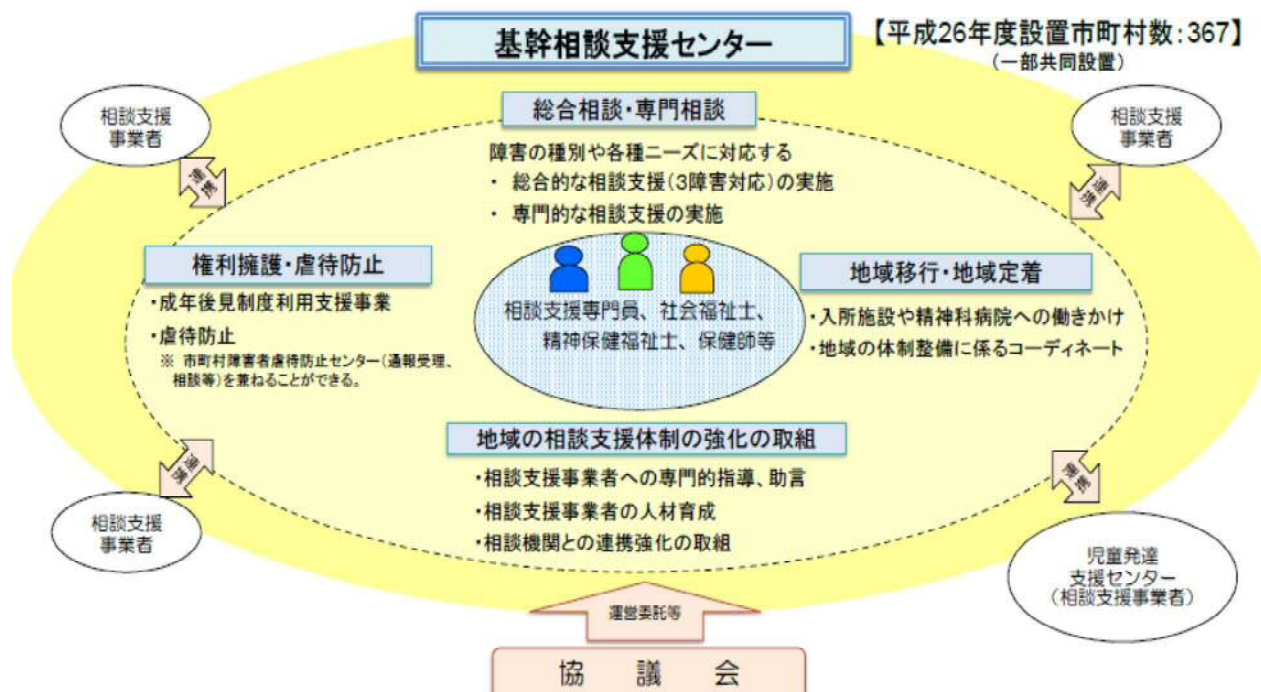
指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と障害福祉サービス事業者の関係



基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



相談支援専門員の資格要件について

相談支援専門員の資格を有するには、次の1及び2の要件を両方とも満たすことが必要です。

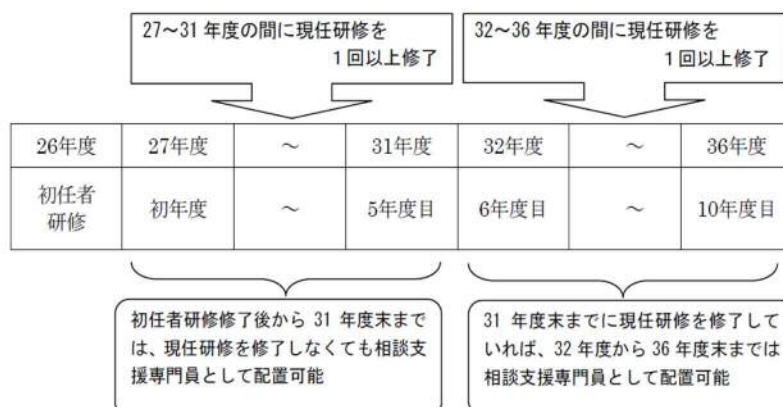
1 必要な実務経験を満たしていること

実務経験の対象となる業務や年数については、平成24年3月30日厚生労働省告示第227号「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」を参照してください。

2 研修の受講要件を満たしていること

平成18年度以降、相談支援従事者初任者研修(もしくは追加研修)を修了しており、その翌年度から相談支援従事者現任研修を5年度毎に1回以上受講修了していることが必要です。

例：平成26年度に初任者研修を修了している場合



用語解説(1)

相談支援従事者 研修	障害者総合支援法に基づく相談支援に従事する者が、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の支援技術を得ることを目的とし、「相談支援従事者研修事業実施要綱」に基づいて実施するもの。 ①相談支援事業に従事しようとする者に対して相談支援従事者初任者研修、②一定の経験を有する者に対して相談支援従事者現任研修、③上記②の対象者に対する専門コース別研修がそれぞれの研修カリキュラムに従い実施される。
エンパワメント	個人や集団が自分の人生の主人公となれるように力をつけて、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくことである。
ストレングス	利用者の持っている「強さ」(能力・意欲・自信・志向・資源など)。利用者の「強さ」に焦点をあてて支援(働きかけ)していくことにより、利用者自ら問題を解決していく力を高めることにつながる。
個別(対人)援助 技術	社会福祉固有の援助技術の一つ。問題解決のために、社会資源を活用するなどサービスを提供する形をとり、こうした援助を円滑に展開するための専門的な技術。個別(対人)援助技術においては、言語的・非言語的コミュニケーションの両方が積極的に用いられる。

参考資料：六訂 社会福祉用語辞典（中央法規）

用語解説(2)

グループスーパー ビジョン	スーパービジョンの手法の一つで、複数名で行うもの。スーパーバイザーが、支援者であるスーパーバイジーから、担当している事例の内容、支援方法について報告を受け、それに基づきスーパーバイジーに適切な助言・指導を行うこと。機能として、①管理的機能、②教育的機能、③支持的機能の三つが挙げられる。
事例検討	日常の介護・支援を意識化して「事例」として取り上げ、「検討」を加えることにより、支援者の支援技術を高めようとするもの。日常の何気ない介護・支援の中の驚きや気づきを検討することに独自の価値がある。
アセスメント	事前評価、初期評価。利用者が直面している問題や状況の本質、原因、経過、予測を理解するために支援活動に先だって行われる手続きをいう。
モニタリング	ケアプランに照らして状況把握を行い、現在提供されているサービスが十分であるか、あるいは不必要なサービスは提供されていないか等を観察・把握すること。
(自立支援) 協議会	障害者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場。地方公共団体が単独又は共同で設置する。

参考資料：六訂 社会福祉用語辞典（中央法規）

**神奈川県障害者自立支援協議会研修企画部会
相談支援従事者人材育成ワーキング(かながわワーキング)名簿**

所 属	氏 名	備 考
特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク 理事長	富 岡 貴 生	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
湘南西部障害保健福祉圏地域生活ナビゲーションセンター 社会福祉法人常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室長	岡 西 博 一	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
横浜市健康福祉局障害福祉部 障害福祉課地域活動支援係	山 脇 知 恵	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
公益財団法人横浜市総合保健医療財団 横浜市総合保健医療センター総合相談室担当係長	飯 塚 英 里	横浜市障害者自立支援 協議会人材育成部会
川崎市健康福祉局障害保健福祉部 障害計画課地域支援係	川 上 賢 太	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 れいんぼう川崎在宅支援室	浦 田 健 司	川崎市地域自立支援協議会 研修部会
相模原市健康福祉局福祉部障害政策課	金 井 理 代	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員
社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 相模原市基幹相談支援センター	小 林 麻 衣 子	相模原市障害者自立支援協 議会相談支援技術向上部会
神奈川県立保健福祉大学実践教育センター	福 田 桂 子	県障害者自立支援協議会 研修企画部会委員

事務局 神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課

**研修企画部会及び相談支援従事者人材育成ワーキング
(かながわワーキング)開催状況**

	日 時	検 討 内 容
第1回部会	平成26年7月22日(火)	・平成26年度相談支援従事者研修の実施状況 ・平成27年度相談支援従事者研修の実施方法 ・相談支援従事者の人材育成ビジョン及び研修体系について
第1回WG	平成26年9月25日(木)	・横浜市、川崎市、相模原市の協議会(部会)における取り組み状況 ・研修体系等の対象者 ・相談支援従事者(相談支援専門員)に求められるもの
第2回WG	平成26年10月17日(金)	・相談支援専門員に求めるもの ・相談支援専門員に必要な技術(専門性)
第3回WG	平成26年12月5日(金)	・相談支援専門員に求めるもの ・相談支援専門員に必要な力(技術・専門性・主体性) ・人材育成ビジョンの目次
第4回WG	平成27年1月28日(水)	・相談支援専門員に求めるもの ・相談支援専門員に必要な力 ・神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン(案)
第2回部会	平成27年2月18日(水)	・平成26年度相談支援従事者研修の実施状況 ・相談支援従事者人材育成ビジョン検討ワーキングの検討結果について

 : かながわワーキング開催状況

神奈川県相談支援専門員人材育成ビジョン(Ver.1)

平成27年3月

作成:神奈川県障害者自立支援協議会 研修企画部会
相談支援従事者人材育成ワーキング

(事務局)神奈川県 保健福祉局 福祉部 障害福祉課
〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
電話:045-210-1111(内線4715)
FAX:045-201-2051

おわりに ～相談支援従事者像と研修体系を構築する2年間の作業を終えて～

川崎市では平成25年度から、相談支援従事者の力量の向上を念頭において、市独自の相談支援従事者養成研修を開始しました。その新しい研修体系においては、川崎市の相談支援をリードする人材を養成・輩出すべく、主任相談支援専門員を設置しました。そして、実務者養成研修等さまざまな研修を取り入れ、実施することで、相談支援従事者に必要とされる知識や技術の獲得を目指してまいりました。その後、地域で相談支援を展開する必要が増大したことに伴い、さらなる相談支援従事者の質の担保と力量の向上を目指して、従来行われてきた研修の内容とその体系を再考することになりました。

相談支援部会から枝分かれした研修部会の部会長に指名された私は、新たに設置された研修部会のメンバーとともに、相談支援従事者像を明確化する作業に着手しました。

相談支援従事者とはいかなる存在なのか、相談とは何か、それは誰のための取り組みなのか、相談支援の対象とする領域はどこからどこまでなのか。そして、私たちが理想として設定した従事者になるためには、どのような知識や価値あるいは技術を獲得する必要があるのか、そして、相談支援において最も大切なことは何か。

ああでもないこうでもない議論する日が続きました。毎月行われる部会のなかで提起された問題について、ときには有志によるワーキンググループを結成して、部会とは別に会議を招集し、課題を整理したり、議論を深めたりしたのです。

研修部会のメンバーは、日々人間を相手に仕事をしているまさにプロフェッショナル集団ではありましたが、私はあえて到達点（答え）を提示せず、みなさんに考えていただきました。また、言葉の細部に至るまで一切妥協を許しませんでした。そんな私のやり方に辟易して、疲れた表情を見せることもしばしばありましたが、最後までみなよく辛抱強く考え抜いてくれました。私たちがここに提示した相談支援従事者像と研修体系は、研修部会のメンバー全員による、2年間にわたるこうした粘り強い努力によって産み出されたのです。

実は、相談支援の模範解答を提示するのは簡単なことです。しかし、俗に最も適切と思われる従事者像を拝借して、教科書的な解説を加えるのでは全く意味がありません。研修部会のメンバー全員が自分たちの日々の実践を振り返りながら、相談支援従事者とはどのような存在なのかについて徹底して考え抜く苦労をしたからこそ、それがかたちとなったのです。そしてその構築の過程は、今後も川崎市の相談支援を先導してゆく研修部会のメンバーにとって、間違いなく必要不可欠な作業だったと考えています。

こうした研修部会のメンバーたちの実に粘り強い議論の過程を経て、私たちは、「相談支援従事者としての役割を自覚し、（相談支援を利用する）本人の権利を守る支援を行う」ことが私たちの仕事の根幹にあることを確認しました。また、そのために私たちが大切にしたい姿勢や取り組みを整理して、それを6つの概念（①本人主体、②自己研鑽、③振り返り、④言語化、⑤協働、⑥地域づくり）として設定しました。

相談支援に従事する者は、相談支援を必要とする方の思いを受け止め、本人が希望する生活を実現することが目的となります。その目的を達成するために、私たちは、日々自己研鑽に励み、私たちの行う支援そのものを問い直し、振り返ることが必要です。

また、私たちは自ら行う支援の内容とその根拠を本人や家族、そして協働して支援を行う方たちに対して説明することができなければなりません。さらに、私たちには地域社会に向けて、その支援の内容と意義を発信してゆく責任があるのです。

そのためには、相談支援に従事する私たちが、その支援内容と意義を的確に言語化できなければなりません。さらに、誰もが暮らしやすい地域をつくるために、相談支援従事者は地域社会に働きかけ、地域の社会資源の活性化を促し、必要に応じて新しい資源の開発を行うことができません。私たちが理想とするこうした相談支援従事者に必要な「支援する力」を培うために、川崎市では「地域リーダー養成研修」を設置することになりました。

それは、当該の研修で学び得た知識や価値あるいは技術を学んだ人たちが、各々相談支援に従事する地域に持ち帰り、地域で活躍する他の相談支援従事者の養成に携わり、彼らの「支援する力」を養う力を身につけることを目的として設置されました。

しかし、私たちは、この研修の設置を以って相談支援従事者養成が完結するとは考えておりません。相談支援従事者になるということは、支援を必要とする人の思いや願いを理解し、その実現のために自ら考えて行動することができる人になる、ということです。

私たちは、相談支援従事者という専門職である限り、よりよい支援とそのあり方について考え続けなければなりません。それには、研修の受講とともに、絶え間ない自己研鑽が必要となるでしょう。その道は険しく進むのは容易ではないかもしれませんが、しかし、私たちは孤独ではありません。同じ方向に向かって尽力する仲間がいるからです。互いに支えあって足元を照らし合いながら進んでゆけばよいと思います。

最後に、貴重なご意見によって、私たちの進むべき道をお示しくださったアドバイザーのみなさまと、「当事者主体」「利用者本位」でいるはずと信じて疑わない私たち、実に素朴なかたちで、私たちの仕事の「原点」を垣間見せてくださった専門委員のみなさまに厚く御礼申し上げます。

川崎市地域自立支援協議会研修部会 部会長

富永 健太郎

川崎市地域自立支援協議会研修部会名簿（敬称略）

○委員

氏 名	所 属	備 考
富永 健太郎	日本社会事業大学 社会福祉学部実習教育・研修センター 助教	部会長
別府 政行	社会福祉法人育桜福祉会 しらかし園 施設長	副部会長
碓井 友紀	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 地域相談支援センター柿生	
浦田 健司	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 れいんぼう川崎在宅支援室	
大場 幸	社会福祉法人三篠会 地域相談支援センターそれいゆ	
北嶋 寛子	社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 地域相談支援センターふじみ	
山田 麻貴	川崎市健康福祉局障害保健福祉部精神保健福祉センター	平成 26 年度
南里 清香		平成 27 年度
山崎 芽依子	川崎市高津区保健福祉センター高齢・障害課障害者支援係	
吉澤 美香	社会福祉法人幸ヒューマンネットワーク 地域相談支援センターあんさんぶる	

○専門委員

氏 名	所 属	備 考
大窪 俊雄	川崎市地域自立支援協議会全体会議委員	
加藤 敦子	川崎市地域自立支援協議会全体会議委員	
北島 総美	川崎市地域自立支援協議会全体会議委員	
佐久間 寿子	川崎市地域自立支援協議会全体会議委員	
山崎 優江	当事者ご家族	

○アドバイザー

氏 名	所 属	備 考
江川 文誠	社会福祉法人三篠会 重症児・者福祉医療施設ソレイユ川崎 施設長	
西川 洋一	川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者更生相談所 担当課長	
赤塚 光子	元・立教大学コミュニティ福祉学部教授 川崎市地域自立支援協議会会長	

研修部会 開催状況

平成26年度

	日 程	内 容
【第1回】	7月 4日（金）	検討課題及び取組内容の確認
【第2回】	8月 8日（金）	作業項目の確認、検討手法・スケジュールの確認
【第3回】	9月12日（金）	事前アンケートを基に委員の相談支援業務に対する共通理解を図る
【第4回】	10月10日（金）	研修の構成、「従事者像」の検討
【第5回】	11月14日（金）	研修の構成、「従事者像」の検討
【第6回】	12月 2日（火）	研修の構成、「従事者像」の検討
【第7回】	1月 6日（火）	「従事者像」の検討、インタビューガイドの内容確認
【第8回】	2月13日（金）	専門委員への出席依頼（グループインタビュー）
【第9回】	3月 3日（火）	個別・グループインタビューをふまえて「従事者像」の検討

※上記のほか、グループインタビュー実施前に専門委員への訪問による個別インタビューを実施。

平成27年度

	日 程	内 容
【第1回】	5月15日（金）	検討課題及び年間の取組内容の確認、「従事者像」の検討
【第2回】	6月19日（金）	「従事者像」の検討
【第3回】	7月13日（月）	「従事者像」の検討
【第4回】	8月 7日（金）	「従事者像」図案作成
【第5回】	9月 7日（月）	「従事者像」図案作成、研修体系検討
【第6回】	10月16日（金）	研修体系検討
【第7回】	11月 6日（金）	研修体系・人材育成の全体像の検討
【第8回】	12月11日（金）	人材育成の全体像の検討
【第9回】	1月15日（金）	「川崎市の相談支援従事者研修のあり方について」の検討 研修体系の確認
【第10回】	2月19日（金）	「川崎市の相談支援従事者研修のあり方について」の検討
【第11回】	3月 7日（月）	第3回全体会議の報告

※上記のほか、「従事者像図案」「研修体系」の検討のため、それぞれに別れてワーキングを実施。

川崎市の相談支援従事者研修のあり方について

川崎市地域自立支援協議会

平成 年 月

【地域自立支援協議会に関するお問合せ】

川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

TEL 044-200-3945 FAX 044-200-3926